

高知市盛土規制法

許可申請から完了までの手引き

高知市

都市計画課

目 次

1 許可権者・申請方法・申請窓口	1
2 盛土規制法の概要	2
2.1 盛土規制法の趣旨	2
2.2 用語の定義	2
2.2.1 宅地造成及び特定盛土等（政令第3条）	3
2.2.2 土石の堆積（政令第4条）	3
2.3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域（法第10条、第26条）	4
3 工事の許可・届出	5
3.1 許可を要する工事（法第12条第1項、第30条第1項）	6
3.2 届出を要する工事（法第27条第1項）	8
3.3 その他届出を要する工事等（法第21条第1項、第3項、第4項、法第40条第1項）	9
3.4 許可及び届出を要しない工事	9
3.5 関係法令等	11
4 許可申請書の作成及び手続き	13
4.1 手続きの流れ	13
4.2 事前相談	15
4.3 周辺住民への周知（法第11条、第29条）	15
4.4 土地所有者等の同意（法第12条第2項、第30条第2項）	17
4.5 設計者の資格（法第13条第2項、第31条第2項）	17
4.6 工事主の資力・信用（法第12条第2項、第30条第2項）	19
4.7 工事施行者の能力（法第12条第2項、法第30条第2項）	19

4.8 許可申請に必要な書類等（法第 12 条第 1 項、第 30 条第 1 項）	20
4.9 国又は県、中核市が規制区域内において行う宅地造成等に関する工事（みなし許可）（法第 15 条第 1 項、第 34 条第 1 項）	26
4.9.1 協議の申出	26
4.9.2 工事の変更協議	28
4.9.3 協議後の手続き	28
4.10 都市計画法に基づく開発許可を受けた工事（みなし許可）（法第 15 条第 2 項、第 34 条第 2 項）	29
4.11 申請手数料	30
4.12 許可情報の公表（法第 12 条第 4 項、第 30 条第 4 項）	32
5 許可後の手続き	33
5.1 標識の掲示（法第 49 条）	33
5.2 工事の変更許可申請（法第 16 条第 1 項、第 35 条第 1 項）	34
5.3 軽微な変更に関する届出（法第 16 条第 2 項、第 35 条第 2 項）	34
5.4 工事の廃止に関する届出	35
5.5 工事の着手届	35
5.6 検査・定期報告	36
5.6.1 定期報告（法第 19 条、第 38 条）	36
5.6.2 中間検査（法第 18 条、第 37 条）	38
5.6.3 完了検査・確認申請（法第 17 条、第 36 条）	40
5.6.4 検査・定期報告の留意事項	43
6 特定盛土等規制区域における工事の届出（法第 27 条第 1 項）	44
6.1 手続きの流れ	44

6.2 届出に必要な書類等	45
6.3 届出情報の公表（法第 27 条第 2 項）	47
6.4 届出後の手続き	48
6.4.1 標識の掲示（法第 49 条）	48
6.4.2 届出工事の変更届出（法第 28 条第 1 項）	49
6.4.3 届出工事の廃止に関する届出	49
6.4.4 届出工事の完了に関する届出	49
7 その他工事の届出	50
7.1 規制区域の指定の際、当該区域内において行われている工事の届出（法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項）	50
7.1.1 届出に必要な書類等	50
7.1.2 届出情報の公表（法第 21 条第 2 項）	51
7.1.3 届出工事の変更届出（細則第 8 条）	52
7.1.4 届出工事の完了に関する届出（細則第 14 条）	52
7.2 擁壁、崖面崩壊防止施設、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等を除却する工事の届出（法第 21 条第 3 項、第 40 条第 3 項）	52
7.2.1 届出に必要な書類等	52
7.2.2 届出工事の変更届出	53
7.2.3 届出工事の廃止に関する届出	53
7.2.4 届出工事の完了に関する届出	53
7.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出（法第 21 条第 4 項、第 40 条 4 項）	53
8 申請期間について	54

本手引きは、法令等に規定された手続のほか、関連する通知やガイドライン等を整理し、高知市における申請から完了までの手続等をする場合についての取り扱いをまとめたものです。

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

盛土規制法、法	宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号)
政 令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 (昭和 37 年政令第 16 号)
省 令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 (昭和 37 年建設省令第 3 号)
細 則	高知市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 (令和 7 年高知市規則第 60 号)

1 許可権者・申請方法・申請窓口

高知市内の区域については、高知市長が許可権者となります。
※高知県内の高知市以外の区域は、高知県が窓口になります。
許可申請等の申請方法・申請窓口は、以下のとおりです。

〔申請方法〕

次の方法で申請してください。

・申請窓口への提出

申請窓口に許可申請に必要な書類等をお持ちください。

〔申請窓口〕

高知市役所 都市建設部 都市計画課

〒780-8571 高知県高知市本町 5 丁目 1 番 45 号 (本庁舎 5 階)

TEL:088-823-9465 FAX : 088-823-9454

2 盛土規制法の概要

2.1 盛土規制法の趣旨

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害では、多くの生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされてます。このほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による、人的・物的被害が確認される等、盛土等による災害の防止が喫緊の課題となっていたこと等を踏まえ、従来の「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途(宅地、農地、森林等)に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することになりました。

2.2 用語の定義

本手引きの用語の定義は、以下のとおりです。

〔本手引きにおける主な用語の定義〕

用語	定義
宅地	農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、その他政令（政令第2条及び省令第1条各項）で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第3条で定めるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令第3条で定めるもの
土石	土石とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指す
土砂	次の①～⑤のいずれかに該当するもの ①地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」） ②地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの（以下「石」）を破碎すること等により土と同等の形状にしたもの ③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等に土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの
岩石	「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積をまとめて表す用語

災害	崖崩れ又は土砂の流出による災害
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの（政令第 1 条第 1 項～第 3 項）。
溪流等	山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に 伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもの
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われ れば、人家等に危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、人家等に危害を及ぼしうる エリア
規制区域	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域をまとめて表す用語
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその 他の土留のこと。
工事主	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者、又は請負 契約によらないで自らその工事をする者
工事施行者	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらな いで自らその工事をする者
特定工程	盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程

2.2.1 宅地造成及び特定盛土等（政令第 3 条）

盛土規制法における「宅地造成及び特定盛土等」の政令で定める土地の形質の変更は、次に示すとおりです。

- ① 盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの
- ② 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの
- ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く）
- ④ 盛土で高さが 2m 超となるもの（①、③を除く）
- ⑤ 50cm 超えの盛土又は切土をする土地の面積が 500 m² 超となるもの（①～④を除く）

2.2.2 土石の堆積（政令第 4 条）

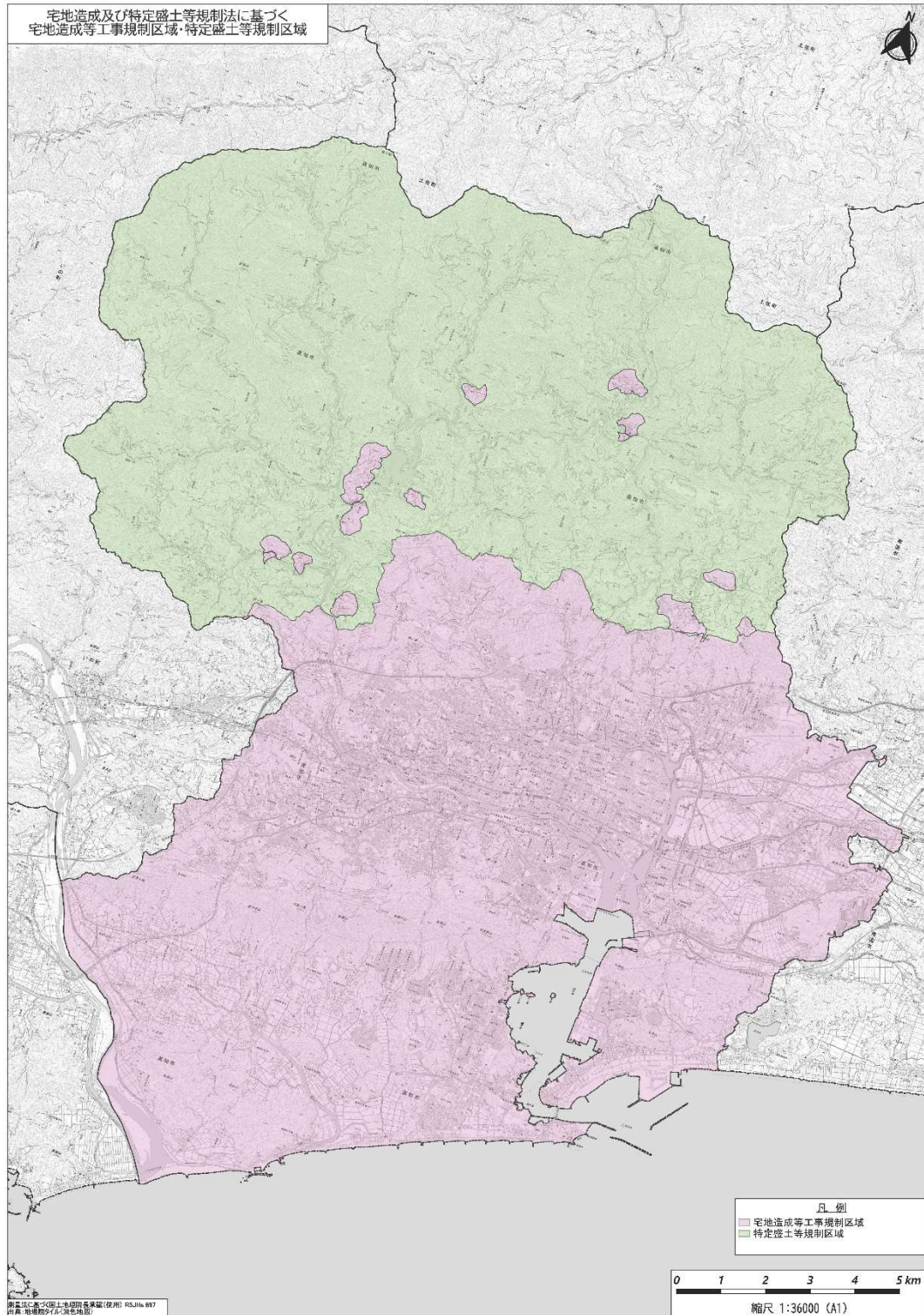
盛土規制法における「土石の堆積」の定義は、次に示すとおりです。なお、「土石の堆積」は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限ります。

- ① 最大時に堆積する高さが 2m を超える土石の堆積
- ② ①に該当しない土石の堆積であって、50cm を超える当該土石の堆積を行う土地の面積が最大時に 500 m² を超えるもの

2.3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域（法第 10 条、第 26 条）

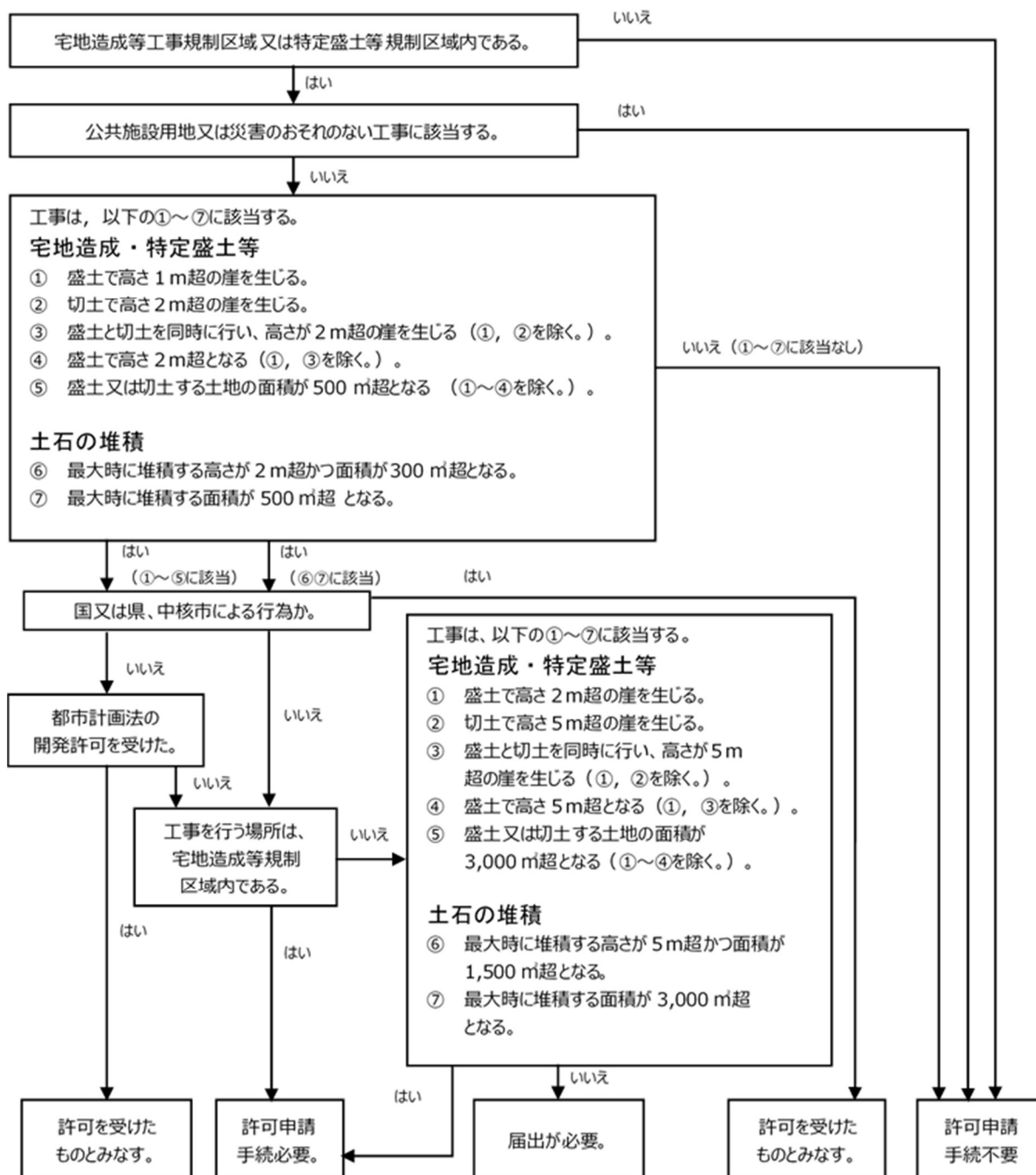
高知市内における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況は次のとおりです。

〔宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域〕



3 工事の許可・届出

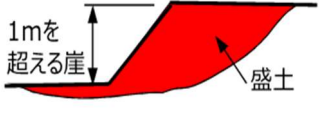
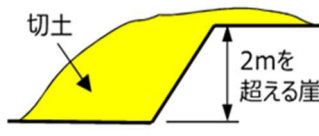
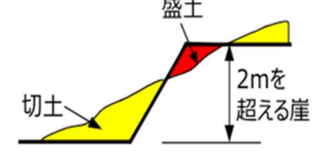
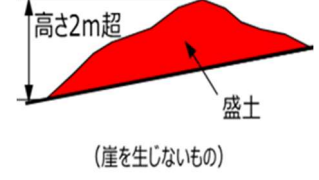
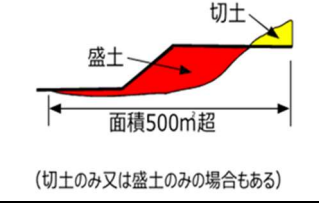
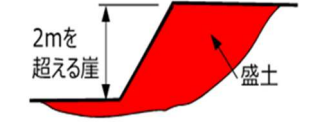
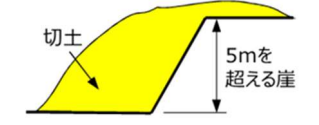
盛土規制法に基づく許可の要否については、下記のフロー図を参考にしてください。



3.1 許可を要する工事（法第12条第1項、第30条第1項）

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、以下に示す規模の工事を行う場合には、高知市長の許可が必要となります。

〔許可を要する工事〕 宅地造成、特定盛土等

行為	区域	対象規模	イメージ図
宅地造成 特定盛土等 (法第2条、 政令第3条、 政令第28条)	宅地造成等 工事規制区 域	① 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの	
		② 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの	
		③ ①、②に該当しない切土と盛土を同時に行い、高さが2mを超える崖を生ずるもの	
		④ ①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの	
		⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、50cmを超える盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの	
	特定盛土等 規制区域	① 盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの	
		② 切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの	

行為	区域	対象規模	イメージ図
宅地造成 特定盛土等 (法第2条、 政令第3条、 政令第28条)	特定盛土等 規制区域	③ ①、②に該当しない切土と盛土を同時に行い、高さが5mを超える崖を生ずるもの	
		④ ①、③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの	
		⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、50cmを超える盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの	

〔許可を要する工事〕土石の堆積

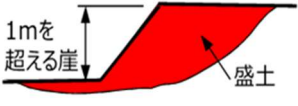
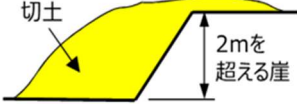
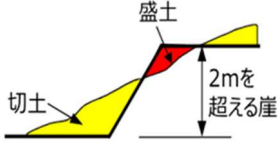
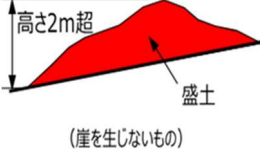
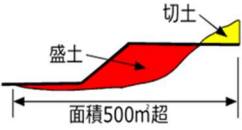
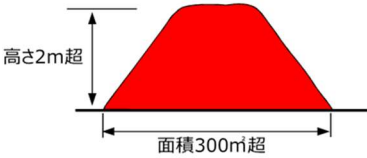

行為	区域	対象規模	イメージ図
土石の堆積 (※) (法第2条、 政令第4条、 政令第28条、 省令第8条(10)イ)	宅地造成等 工事規制区域	① 最大時に高さが2mを超える土石の堆積で、かつ土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの	
		② ①に該当しない土石の堆積であって、50cmを超える土石の堆積を行う土地の面積が最大時に500㎡を超えるもの	
	特定盛土等 規制区域	① 最大時に高さが5mを超える土石の堆積で、かつ土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの	
		② ①に該当しない土石の堆積であって、50cmを超える土石の堆積を行う土地の面積が最大時に3,000㎡を超えるもの	

※ 土石の堆積の許可期間は5年以内

3.2 届出を要する工事（法第 27 条第 1 項）

特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、許可を要する規模の工事に該当しない場合にあつて、以下に示す規模の工事を行う場合には、工事主は、当該工事に着手する 30 日前までに、当該工事の計画を高知市長へ届出を行う必要があります。

〔届出を要する工事〕

行為	区域	対象規模	イメージ図
特定盛土等 （法第2条、 政令第3条）	特定盛土等 規制区域	① 盛土で、高さが 1mを超える崖を生ずるもの	
		② 切土で、高さが 2mを超える崖を生ずるもの	
		③ ①、②に該当しない切土と盛土を同時に行い、高さが 2mを超える崖を生ずるもの	
		④ ①、③に該当しない盛土で、高さが 2mを超えるもの	
		⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、50cm を超える盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² を超えるもの	
土石の堆積 （※） （法第2条、 政令第4条、 省令第8条 （10）イ）	特定盛土等 規制区域	① 最大時に高さが 2mを超える土石の堆積で、かつ土石の堆積を行う土地の面積が 300 m ² を超えるもの	
		② ①に該当しない土石の堆積であつて、50cm を超える土石の堆積を行う土地の面積が最大時に 500 m ² を超えるもの	

※ 土石の堆積の届出期間は最長 5 年。

3.3 その他届出を要する工事等（法第 21 条第 1 項、第 3 項、第 4 項、法第 40 条第 1 項）

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、下表に掲げる工事等を実施する場合（現に実施している場合）は、高知市長へ届出を行う必要があります。

〔その他届出を要する工事等〕

対象となる工事等	規模	届出期限
区域指定の際に既に行われている工事（法第21条第1項、法第40条第1項）	許可を要する工事に該当する工事	区域指定日（令和7年4月1日）から21日以内
擁壁等の全部又は一部の除去工事（法第21条第3項、政令第26条）	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の14日前まで
公共施設用地の転用（法第21条第4項）	公共施設用地を宅地又は農地等に転用したとき	転用した日から14日以内
着手届（細則第7条）	工事に着手したとき	着手後速やかに

3.4 許可及び届出を要しない工事

下表に記載する工事は、盛土規制法による許可及び届出が必要ありません。

なお、法第 2 条に定める公共施設用地で行う工事は、盛土規制法の規制対象外となりますが、それ以外の公共事業における盛土等は規制対象となります。

〔規制対象外工事〕

区分	具体的な内容
公共施設用地 （法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（林道（主として林産物の搬出及び森林施業を行うための道路であって、林道規程及び林道技術基準に基づくもの。林業専用道を含む。）を含む。））、公園、河川、機能を有している法定外公共物 ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設 ・雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ・国又は地方公共団体が管理する以下の施設 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

〔許可及び届出を要しない工事〕

区分	具体的な内容
<p>災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 <ul style="list-style-type: none"> ① 地方住宅供給公社 ② 土地開発公社 ③ 日本下水道事業団 ④ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⑤ 独立行政法人水資源機構 ⑥ 独立行政法人都市再生機構 ・高さ 2m 以下かつ面積 500 m² 超の盛土又は切土（政令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが 50 c m を超えないものを行う工事 ・政令第 4 条第 1 号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m² を超えないもの ・政令第 4 条第 2 号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが 50 c m を超えないもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（※1）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（※2）又はその付近（※3）に堆積するもの
<p>みなし許可となる工事 (法第15条各項、法第34条各項に基づき許可があったもの（（受けたもの）とみなす工事）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、許可権者との協議が成立した工事 ・都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の許可を受けて行われる工事
<p>土地利用のために土地の形質を維持する行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の営農行為の範疇にある耕起等 ・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等

※1 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

※2 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。

※3 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

3.5 関係法令等

宅地造成等に関する工事の許可には、関係法令が多数あります。以下に関係する法令を例示しますが、記載しているものに限らず、必要に応じ手続を行ってください。

〔盛土規制法と関係法令との関係一覧〕

法令等	概要	担当課等
都市計画法	都市計画法に基づく開発許可の要否を事前に協議してください。	高知市 都市建設部 都市計画課
農地法	農地を転用する場合の手続について、事前に協議してください。	高知市農業委員会
森林法	森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林に該当するのかわ確認のうえ、造成行為等の形質変更が許可等の対象となるのか、事前に協議してください。	高知県 林業振興・環境部 治山林道課 高知市 鏡地域振興課
自然公園法	自然公園法又は高知県立自然公園条例に基づく許可申請又は届出の手続について、事前に協議してください。	高知県 林業振興・環境部 自然共生課
道路法	歩道の切り下げ（縁石を含む）、安全柵の撤去、舗装の新設や打換え、側溝の敷設替え等を行う場合に協議してください。	高知県 土木部 高知土木事務所 高知市 都市建設部 道路管理課
建築基準法	建築基準法第42条第1項第5号に基づく「道路の位置の指定」に関することについて、協議してください。 盛土規制法の許可不要となる新設擁壁であっても、建築基準法に基づく工作物の確認の要するか否を協議してください。	高知市 都市建設部 建築指導課
砂防関係法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）	造成箇所が、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域に該当するのかわ確認のうえ、土地の掘削、盛土、切土その他土地の現況を変更するなどの制限行為が許可等の対象となるのか、事前に協議してください。	高知県 土木部 防災砂防課
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	造成箇所が、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に該当するのかわ確認のうえ、特定開発行為（住宅・宅地分譲等や社会福祉施設、学校及び医療施設等の施設の立地のための開発行為）が許可等の対象となるのか、事前に協議してください。	高知県 土木部 防災砂防課
高知県土地基本条例	事業者は、開発区域の面積が10ヘクタール以上の開発行為をしようとするときは、手続きの要否を事前に協議してください。	高知県 土木部 用地対策課
文化財保護法	工事を行う区域が「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当するか否かわ確認のうえ、必要な手続き等について事前に協議してください。	高知市 文化環境スポーツ部 民権・文化財課
土壌汚染対策法	3,000㎡（水質汚濁防止法に基づく特定有害物質使用特定施設が設置された土地においては900㎡）以上の土地の形質の変更（掘削又は盛土）を行う場合は、事前に協議してください。	高知市 環境部 環境保全課
大気汚染防止法	1,000㎡以上の土石の堆積場※を設置しようとするときは、事前に協議してください。 ※大気汚染防止法施行令別表第二に示すもの。	高知市 環境部 環境保全課

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	一定の要件を満たす3,000㎡以上の土砂等の埋立て等を行う場合は、県民生活の安全を確保することを目的に、事前に協議してください。	高知県 林業振興・環境部 環境対策課
----------------------	--	--------------------------

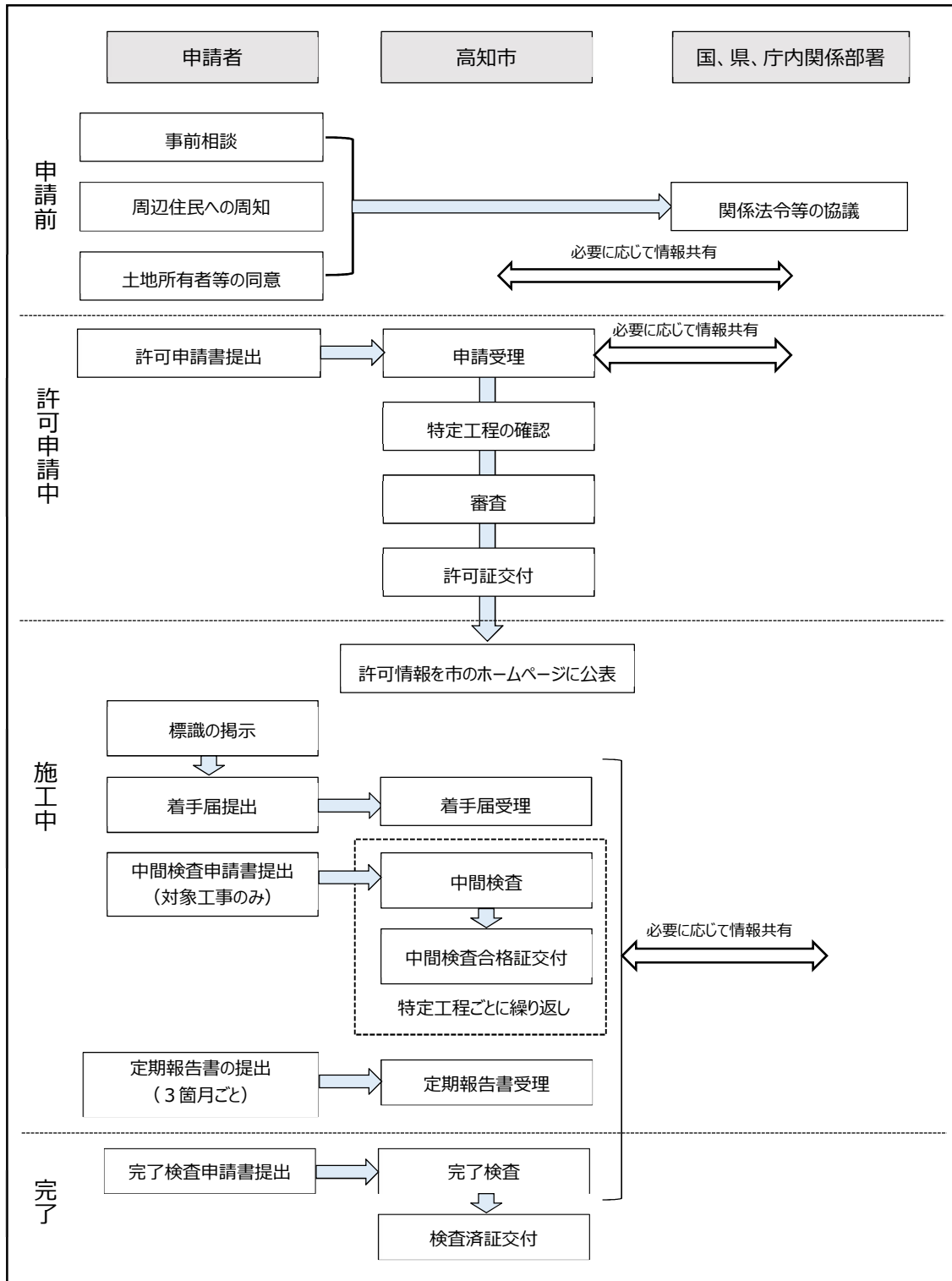
4 許可申請書の作成及び手続き

許可を要する工事に該当する規模の工事を行う場合には、高知市長の許可が必要となります。

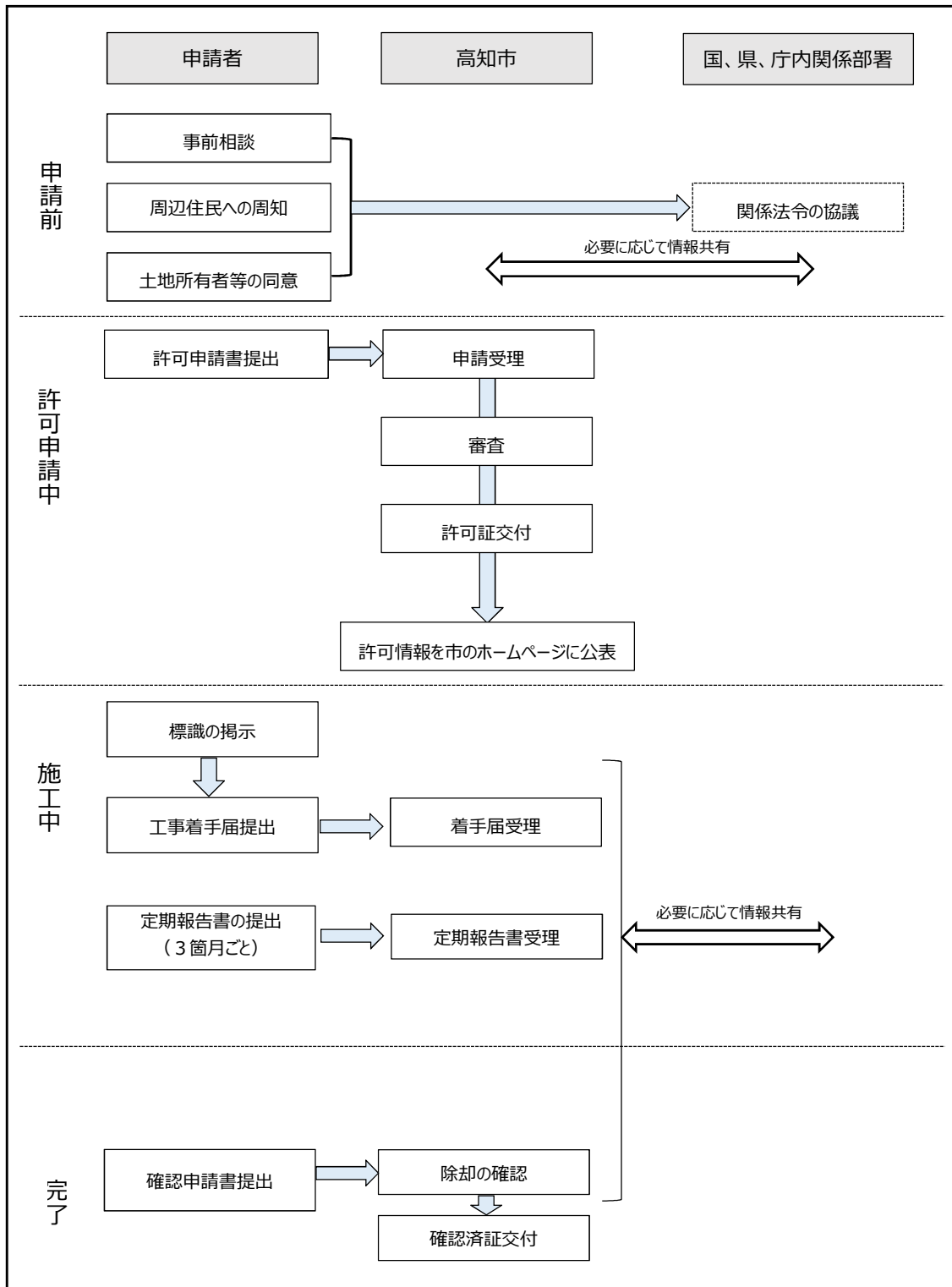
4.1 手続きの流れ

事前相談から許可、検査済証交付までの流れは、以下のとおりです。

〔宅地造成・特定盛土等に関する工事の手続きの流れ〕



〔土石の堆積に関する工事の手続きの流れ〕



4.2 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請前に、その計画の許可要否について、事前相談を随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

〔事前相談時必要書類〕

- ①相談場所が分かる位置図
 - ②造成計画図（現況地盤高と計画地盤高が比較できる資料）
- ※その他必要に応じて資料を求める場合があります。

4.3 周辺住民への周知（法第 11 条、第 29 条）

工事主は、工事の許可申請に当たって、工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、あらかじめ工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。

〔周知の方法〕

次のいずれかの方法により行ってください。（省令第6条）

- ① 説明会の開催
 - ② 工事内容を記載した書面の配布
 - ③ 工事を行う土地又はその周辺での工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
- ※ インターネットを利用した閲覧とする場合は、工事主が工事内容を記載した掲示も行ってください。

ただし、以下の①～③の土地において、高さが15mを超える盛土を行う場合は、説明会の開催が必須となりますのでご注意ください。

- ① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地
- ③ ①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

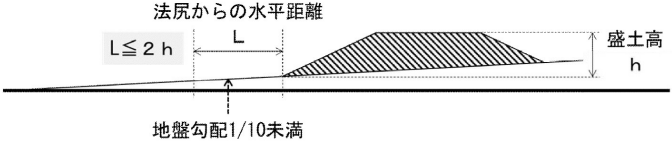
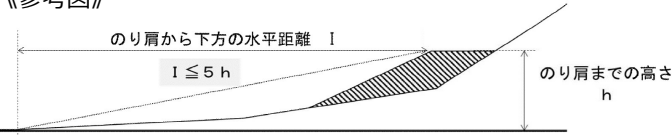

〔周知内容〕

少なくとも以下の内容について周知を行ってください。

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手予定日及び完了予定日
- ⑤ 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

〔住民への周知を行う範囲〕

以下に示す区分に応じて、必要な範囲に周知を行ってください。なお、現地状況に応じて、この範囲以上の周知を求める場合もあります。

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
① 平地盛土 ② 切土 ③ 土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲） 盛土等を行う土地の隣接地 盛土等を行う土地の境界から水平距離数 10メートル程度の範囲 上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲 <p>《参考図》</p> 
腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none"> 盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲） 盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50m から数百 m 程度の範囲 上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲 <p>《参考図》</p> 
① 省令第 6 条第 1 項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15m を超える盛土 ② 溪流等における盛土（①を除く） ③ 谷埋め盛土（①及び②を除く） ④ 腹付け盛土のうち、参考図の I の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図） 上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲 <p>《参考図》</p> 

4.4 土地所有者等の同意（法第12条第2項、第30条第2項）

工事の許可申請にあたっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。

〔同意が必要な権利〕

- ① 土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権を有する者
- ② ①のほか、使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断）等）を有する者

〔同意が不要な権利〕

- ① 抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く）の同意
- ② 建築物又は工作物のみに係る権利者（賃貸住宅の借入人等）の同意。
- ③ 土地区画整理事業や土地収用法に係る事業の場合の土地所有者等の同意。

4.5 設計者の資格（法第13条第2項、第31条第2項）

専門的知識及び経験を必要とする工事の設計のためには、一定の資格が求められます。次に示すいずれかの書類により、設計者が必要な資格を有していることを確認します。

〔一定の資格が必要な対象工事（政令第21条）〕

- ・ 高さが5mを超える擁壁の設置
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設の設置

〔設計者の資格及び証する書類（政令第22条）〕

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
① 大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	<input type="checkbox"/> 卒業証明書の写し <input type="checkbox"/> 実務経験証明書
② 短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
③ 短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
④ 高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
⑤ 土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習（※1）を修了した者	<input type="checkbox"/> 宅地造成技術講習会修了証書の写し <input type="checkbox"/> 実務経験証明書
⑥ 大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者（※2）	<input type="checkbox"/> 大学院に1年以上在学したことの証明書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書
⑦ 技術士(建設部門)（※2） （農業部門 選択科目「農業農村工学」、「農業土木」に限る）	<input type="checkbox"/> 技術士の資格証明書の写し

(森林部門 選択科目「森林土木」に限る) (水産部門 選択科目「水産土木」に限る) (林業部門 選択科目「森林土木」に限る)	
⑧ 一級建築士	<input type="checkbox"/> 一級建築士の資格証明書の写し
⑨ 国土交通大臣が①～④の者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が①～④の者と同等以上の知識及び経験を有すると認める証明書

※1 宅地造成技術講習会指導要領について（昭和 38 年 7 月 8 日建設省住宅局 住発第 199 号）に基づき実施された講習

※2 昭和三十七年建設省告示第千五号（宅地造成等規制法施行令第十七条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者）（令和 5 年 5 月 26 日改正農林水産省、国土交通省告示第 4 号）

4.6 工事主の資力・信用（法第 12 条第 2 項、第 30 条第 2 項）

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。次に示す資料により、工事主の資力及び信用の有無を判断します。

〔資力及び信用を確認するための資料〕

申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
<input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書 <input type="checkbox"/> 住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類 <input type="checkbox"/> 直前 3 年の所得税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書	<input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員全員の住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類 <input type="checkbox"/> 直前 3 年の各事業年度における法人税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書

4.7 工事施行者の能力（法第 12 条第 2 項、法第 30 条第 2 項）

工事の許可申請にあたっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。次に示す資料により、工事施行者の能力を判断します。

〔工事施行者の能力を確認するための資料〕

申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
<input type="checkbox"/> 工事施行者の能力に関する申告書 <input type="checkbox"/> 建設業法の許可証明書等の写し（許可番号を確認することができるもの、工事内容に見合った建設業の種類） <input type="checkbox"/> 住民票の写し	<input type="checkbox"/> 工事施行者の能力に関する申告書 <input type="checkbox"/> 建設業法の許可証明書等の写し（許可番号を確認することができるもの、工事内容に見合った建設業の種類） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書

4.8 許可申請に必要な書類等（法第 12 条第 1 項、第 30 条第 1 項）

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類及び図面は、次のとおりです。

工事の施行区域を工区に分けたときは、図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示してください。
 なお、必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

〔許可申請に必要な書類等（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：2 部

※においては必要に応じて添付

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請書	-	省令様式第 2	○
	<input type="checkbox"/> 委任状	・代理人が申請を行う場合に、添付が必要。	(任意様式)	※
2	<input type="checkbox"/> 擁壁の構造計算書	・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載	(任意様式)	※
3	<input type="checkbox"/> 盛土の安定計算書	・溪流等において高さ 15m 超の盛土をするとき（政令 7 条 2 項 2 号）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	(任意様式)	※
	<input type="checkbox"/> 崖面の安定計算書（防災施設構造計算書）	・崖面を擁壁で覆わないとき（政令 8 条 1 項 1 号ロ）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	(任意様式)	※
4	<input type="checkbox"/> 関係機関との協議報告書	・関係機関との協議結果を提出	細則第 7 号様式	○
5	<input type="checkbox"/> 大臣認定擁壁を証する書類	・政令第 17 条に係る擁壁を用いる場合に添付	-	※
6	<input type="checkbox"/> 土地及びその付近の状況写真	・盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	○
7	<input type="checkbox"/> 同意証明書	・全ての土地所有者等（法 12 条、30 条 2 項 4 号）から同意を得たことを証する書類	細則第 4 号様式	○
	<input type="checkbox"/> 土地所有者等の一覧表	・同意が必要な土地所有者等が複数人の場合、一覧表を添付	(任意様式)	○
	<input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書	・直前 3 箇月以内に発行された同意が必要な土地の登記事項証明書	-	○
	<input type="checkbox"/> 公図の写し	・直前 3 月以内に発行された同意が必要な土地の公図の写し	-	○
	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書	・土地所有者等の同意書に関連する印鑑登録証明書又は印鑑証明書	-	○

No	書類の種類	内容等	様式	添付
8	□ 周辺住民への周知を行ったことを証する書類	<説明会開催の場合> ・ 開催の周知範囲が分かる位置図等 ・ 開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等）	細則第6号様式	○
		<書面配布の場合> ・ 配布した書面 ・ 配布範囲が分かる位置図等		
		<掲示及びインターネットによる場合> ・ 掲示場所が分かる位置図等 ・ 掲示状況の写真 ・ 閲覧ページの写し（URL含む。）		
9	□ 設計者の資格を証する書類	・ 高さ5m超の擁壁又は面積1,500㎡超の盛土・切土における排水施設（政令21条各号）の設計者が資格（政令22条各号）を有する者であることを証する書類	—	※
		<実務経験による証明の場合> ・ 卒業証明書の写し、在学したことの証明書など必要となる書類を提出	細則第5号様式	
		<資格による証明の場合> ・ 資格証明書の写しを提出	—	
10 工事主の資力及び信用に関する書類				
【個人の場合】				
□	工事主の資力及び信用に関する申告書	・ 工事主に関する事項を記載	細則第2号様式	○
□	住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・ 住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・ 住民票の場合は、個人番号のないもの ・ 個人番号カードの写しには、番号表示がないこと	—	○
□	資金計画書	・ 収支計画及び年度別資金計画	省令様式第3	○
□	納税証明書	・ 直前3年の所得税の納税証明書	—	○
□	取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書	・ 取引金融機関の預金残高又は融資を証する書類	—	○
□	誓約書	・ 法に違反していないこと、暴力団に該当しないことの誓約	細則第8号様式	○
【法人の場合】				
□	工事主の資力及び信用に関する申告書	・ 工事主に関する事項を記載	細則第2号様式	○
□	登記事項証明書	・ 申請者である法人の登記事項証明書	—	○
□	役員の住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・ 住民票、個人番号カードの写し、又はこれらに類するもので氏名及び住所を証するもののいずれかの書類 ・ 住民票の場合は、個人番号のないもの ・ 個人番号カードの写しには、番号表示がないこと ・ 住民票等の提出を求める対象は、会社法上の役員のうち取締役など、法人の業務を執行する者、事業について決定権を持つ者	—	○

<input type="checkbox"/>	資金計画書	・ 収支計画及び年度別資金計画	省令様式第 3	○
<input type="checkbox"/>	納税証明書	・ 直前 3 年の各事業年度における法人税の納税証明書	—	○
<input type="checkbox"/>	取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書	・ 取引金融機関の預金残高又は融資を証する書類	—	○
<input type="checkbox"/>	誓約書	・ 法に違反していないこと、暴力団に該当しないことの誓約	細則第 8 号様式	○
11 工事施行者の能力に係る書類				
【個人の場合】				
<input type="checkbox"/>	工事施行者の能力に関する申告書	・ 工事施行者に関する事項を記載	細則第 3 号様式	○
<input type="checkbox"/>	建設業法の許可証明書等の写し	・ 建設業法の許可を受けている場合	—	○
<input type="checkbox"/>	住民票の写し		—	○
【法人の場合】				
<input type="checkbox"/>	工事施行者の能力に関する申告書	・ 工事施行者に関する事項を記載	細則第 3 号様式	○
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書	・ 法人の登記事項証明書	—	○
<input type="checkbox"/>	建設業法の許可証明書の写し	・ 建設業法の許可を受けている場合	—	○

〔許可申請に必要な図面等（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：2 部

No	書類の種類	内容等	縮尺・備考	添付
1	<input type="checkbox"/> 位置図	・ 方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上	○
2	<input type="checkbox"/> 地形図	・ 方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・ 等高線は 2m の標高差を示すもの	○
3	<input type="checkbox"/> 求積図	・ 許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の部分及び面積	縮尺：1/500 以上	○
4	<input type="checkbox"/> 土地の平面図	・ 方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500 以上 ・ 断面図と照合できるような記号を記載 ・ 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合することができる番号を記載 ・ 植栽等の措置が不要な場合はその旨を記載	○
5	<input type="checkbox"/> 土地の断面図	・ 盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500 以上 ・ 高低差の著しい箇所について作成	○
6	<input type="checkbox"/> 排水施設の平面図	・ 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称 ・ 排水施設の構造図と照合ができる番号	縮尺：1/500 以上	○

7	<input type="checkbox"/>	排水施設の構造図	・ 排水施設の構造、種類、材料、形状、内法寸法、勾配を明示した構造図	縮尺：1/50 以上	※
8	<input type="checkbox"/>	崖の断面図	・ 崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50 以上 ・ 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。	※
9	<input type="checkbox"/>	擁壁の断面図	・ 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	縮尺：1/50 以上	※
10	<input type="checkbox"/>	擁壁の背面図	・ 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上	※
11	<input type="checkbox"/>	崖面崩壊防止施設の断面図	・ 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上	※
12	<input type="checkbox"/>	崖面崩壊防止施設の背面図	・ 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上 ・ 水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載	※

〔許可申請に必要な書類等（土石の堆積）〕 提出部数：2 部

No		書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/>	土石の堆積に関する工事の許可申請書	-	省令様式第 4	○
	<input type="checkbox"/>	委任状	・ 代理人が申請を行う場合、委任状を添付すること ・ 他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。	(任意様式)	※
2	<input type="checkbox"/>	堆積土石の崩落を防止するための措置	・ 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 1/10 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する場合に、想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐える構造であることを証する設計書	(任意様式)	※
3	<input type="checkbox"/>	鋼矢板の設計書	・ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置する場合に、鋼矢板等が想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に対して、損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であることを証する設計書	(任意様式)	※
4	<input type="checkbox"/>	土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画	・ 堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置が確認できる書類	(任意様式)	○
5	<input type="checkbox"/>	土地及びその付近の状況写真	・ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	○
6	<input type="checkbox"/>	土地所有者等の同意証明書	・ 土地所有者等（法 12 条、30 条 2 項 4 号）の全ての同意を得たことを証する書類	細則第 4 号様式	○

	<input type="checkbox"/>	土地所有者等の一覧表	・ 同意が必要な土地所有者等が複数の場合、一覧表を添付	(任意様式)	○
	<input type="checkbox"/>	土地の登記事項証明書	・ 直前3箇月以内に発行された同意が必要な土地の登記事項証明書	—	○
	<input type="checkbox"/>	公図の写し	・ 直前3箇月以内に発行された同意が必要な土地の公図の写し	—	○
	<input type="checkbox"/>	印鑑証明書	・ 土地所有者等の同意書に関連する印鑑登録証明書又は印鑑証明書	—	○
7	<input type="checkbox"/>	周辺住民への周知を行ったことを証する書類	<説明会開催の場合> ・ 開催の周知範囲が分かる位置図等 ・ 開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等）	細則第6号様式	○
			<書面配布の場合> ・ 配布した書面、配布範囲が分かる位置図等		
			<掲示及びインターネットによる場合> ・ 掲示場所が分かる位置図等 ・ 掲示状況の写真 ・ 閲覧ページの写し（URL含む。）		
8 工事主の資力及び信用に関する書類					
【個人の場合】					
	<input type="checkbox"/>	工事主の資力及び信用に関する申告書	・ 工事主に関する事項を記載	細則第2号様式	○
	<input type="checkbox"/>	住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・ 住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・ 住民票の場合は、個人番号のないもの ・ 個人番号カードの写しには、番号表示がないこと	—	○
	<input type="checkbox"/>	資金計画書	・ 収支計画及び年度別資金計画	省令様式第3	○
	<input type="checkbox"/>	納税証明書	・ 直前3年の所得税の納税証明書	—	○
	<input type="checkbox"/>	取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書	・ 取引金融機関の預金残高又は融資を証する書類	—	○
	<input type="checkbox"/>	誓約書	・ 法に違反していないこと、暴力団に該当しないことの誓約	細則第8号様式	○
【法人の場合】					
	<input type="checkbox"/>	工事主の資力及び信用に関する申告書	・ 工事主に関する事項を記載	細則第2号様式	○
	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書	・ 申請者が法人の場合、登記事項証明書	—	○
	<input type="checkbox"/>	役員の住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・ 住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・ 住民票の場合は、個人番号のないもの ・ 個人番号カードの写しには、番号の表示がないもの ・ 住民票等の提出を求める対象は、会社法上の役員のうち取締役など、法人の業務を執行する者、事業について決定権を持つ者	—	○
	<input type="checkbox"/>	資金計画書	・ 収支計画及び年度別資金計画	省令様式第3	○
	<input type="checkbox"/>	納税証明書	・ 直前3年の各事業年度における法人税の納税証明書	—	○

<input type="checkbox"/>	取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書	・ 取引金融機関の預金残高又は融資を証する書類	—	○
<input type="checkbox"/>	誓約書	・ 法に違反していないこと、暴力団に該当しないことの誓約	細則第 8 号様式	○
9 工事施行者の能力に係る書類				
【個人の場合】				
<input type="checkbox"/>	工事施行者の能力に関する申告書	・ 工事施行者に関する事項を記載	細則第 3 号様式	○
<input type="checkbox"/>	建設業法の許可証明書等の写し	・ 建設業法の許可を受けている場合	—	○
<input type="checkbox"/>	住民票の写し		—	○
【法人の場合】				
<input type="checkbox"/>	工事施行者の能力に関する申告書	・ 工事施行者に関する事項を記載	細則第 3 号様式	○
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書	・ 法人の登記事項証明書	—	○
<input type="checkbox"/>	建設業法の許可証明書の写し	・ 建設業法の許可を受けている場合	—	○

〔許可申請に必要な図面等（土石の堆積）〕 提出部数：2 部

No	書類の種類	内容等	縮尺・備考	添付
1	<input type="checkbox"/> 位置図	・ 方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10、000 以上	○
2	<input type="checkbox"/> 地形図	・ 方位及び土地の境界線	縮尺：1/2、500 以上 ・ 等高線は 2m の標高差を示すもの	○
3	<input type="checkbox"/> 求積図	・ 許可申請に関連のある土地の全面積、土石の堆積を行う土地の面積	縮尺：1/500 以上	○
4	<input type="checkbox"/> 土地の平面図	・ 方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺：1/500 以上 ・ 断面図と照合できる記号を記載 ・ 空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号を記載	○
5	<input type="checkbox"/> 土地の断面図	・ 土石の堆積を行う土地の地盤面	縮尺：1/500 以上	○
6	<input type="checkbox"/> 排水施設の構造図	・ 排水施設の構造、種類、材料、形状、内法寸法、勾配を明示した構造図	縮尺：1/50 以上	※

4.9 国又は県、中核市が規制区域内において行う宅地造成等に関する工事（みなし許可）（法第15条第1項、第34条第1項）

規制区域内において、国、県、中核市が行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、許可要件に該当する工事を行う場合には、高知市との協議が必要となり、協議成立後は許可があったとみなされます。

4.9.1 協議の申出

協議に必要な書類等は、次のとおりです。

なお、工事の施行区域を工区に分けたときは、図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示してください。

〔協議に必要な書類等（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	—	細則第9号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 設計者の資格	—	(任意様式)	※

〔協議に必要な図面等（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	縮尺・備考	添付
1	<input type="checkbox"/> 位置図	・ 方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上	○
2	<input type="checkbox"/> 地形図	・ 方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・ 等高線は 2m の標高差を示すもの	○
3	<input type="checkbox"/> 土地の平面図	・ 方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500 以上 ・ 断面図と照合できる記号を記載 ・ 植栽等の措置が不要な場合はその旨を記載 ・ 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合することができる番号を記載	○
4	<input type="checkbox"/> 土地の断面図	・ 盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500 以上 ・ 高低差が著しい箇所を作成する。	○
5	<input type="checkbox"/> 排水施設の平面図	・ 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称（排水施設の構造図と照合することができる番号）	縮尺：1/500 以上	○
6	<input type="checkbox"/> 崖の断面図	・ 崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50 以上 ・ 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。	※
7	<input type="checkbox"/> 擁壁の断面図	・ 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに	縮尺：1/50 以上	※

			基礎ぐいの位置、材料及び寸法		
8	<input type="checkbox"/>	擁壁の背面図	・ 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上	※
9	<input type="checkbox"/>	崖面崩壊防止施設の断面図	・ 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上	※
10	<input type="checkbox"/>	崖面崩壊防止施設の背面図	・ 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上 ・水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載	※

〔協議に必要な書類等（土石の堆積）〕 提出部数：1部

No		書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/>	土石の堆積に関する工事の協議申出書	-	細則第 10 号様式	○

〔協議に必要な図面等（土石の堆積）〕 提出部数：1部

No		書類の種類	内容等	縮尺・備考	添付
1	<input type="checkbox"/>	位置図	・ 方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上	○
2	<input type="checkbox"/>	地形図	・ 方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・等高線は 2m の標高差を示すもの	○
3	<input type="checkbox"/>	土地の平面図	・ 方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺：1/500 以上 ・断面図と照合することができる記号を記載 ・空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号を記載	○
4	<input type="checkbox"/>	土地の断面図	・ 土石の堆積を行う土地の地盤面	縮尺：1/500 以上	○

4.9.2 工事の変更協議

協議の内容に変更が生じる場合（軽微な変更を除く）は、高知市と変更協議を行う必要があります。
変更協議に必要な書類は、以下のとおりです。

〔提出が必要な書類等（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書	—	細則第13号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 工事計画変更の内容に係る書類	変更箇所は赤字とすること	(任意様式)	○

〔提出が必要な書類等（土石の堆積）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 土石の堆積に関する工事の変更協議申出書	—	細則第14号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 工事計画変更の内容に係る書類	変更箇所は赤字とすること	(任意様式)	○

4.9.3 協議後の手続き

協議の成立をもって、盛土規制法による許可を受けたものとみなされますが、協議が成立した場合は下表のことについて、盛土規制法の規定が適用となります。

〔協議が成立した場合に適用される盛土規制法の規定〕

内容	盛土規制法		備考
完了検査	第17条・第36条	適用	法第12条第1項、第30条第1項の許可対象規模に該当するものに限る。
中間検査	第18条・第37条	適用	
定期的報告	第19条・第38条	適用	
標識の掲示	第49条	適用	
着手届	細則第7条	適用	
監督処分	第20条・第39条	適用	—

4.10 都市計画法に基づく開発許可を受けた工事（みなし許可）（法第 15 条第 2 項、第 34 条第 2 項）

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事で、盛土規制法の許可対象に該当する場合は、盛土規制法による許可を受けたものとみなされ、許可及び届出は不要となります。

同様に、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても、盛土規制法によるものとみなされます。

これにより、許可後の手続き及び規制については、都市計画法の規定のみならず、盛土規制法の規定も適用されることになります。

〔みなし許可の場合に適用される盛土規制法の規定〕

内容	盛土規制法		備考
中間検査	第 18 条・第 37 条	適用	法第 12 条第 1 項、第 30 条第 1 項の許可対象規模に該当するものに限る。
定期の報告	第 19 条・第 38 条	適用	
標識の掲示	第 49 条	適用	
着手届	細則第 7 条	適用	
監督処分	第 20 条・第 39 条	適用	—

〔みなし許可の場合で都市計画法の規定に従う事項〕

内容	盛土規制法		備考
工事の許可時の手続き ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知 等	第 12 条・第 30 条	—	都市計画法の規定に従う。
許可証の交付又は不許可の通知	第 14 条・第 33 条	—	都市計画法の規定に従う。
変更の許可等	第 16 条・第 35 条	—	都市計画法の規定に従う。
完了検査等	第 17 条・第 36 条	—	都市計画法の規定に従う。

4.11 申請手数料

高知市では、許可申請に係る手数料を条例により以下のとおり定めています。許可申請書に必要な分の高知市収入証紙を貼り付け、提出してください。

なお、中間検査は1検査ごとに中間検査手数料が必要です。

〔申請手数料〕

(1) 宅地造成、特定盛土等

① 許可申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積	手数料（円）
500 平方メートル以内のもの	15,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	25,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	36,000 円
2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	53,000 円
3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	61,000 円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	83,000 円
10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	130,000 円
20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以内のもの	200,000 円
40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以内のもの	320,000 円
70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内のもの	450,000 円
100,000 平方メートルを超えるもの	580,000 円

② 変更許可申請手数料

1 件につき、次に掲げる額を合算した額になります。ただし、その額が 580,000 円を超えるときは、その手数料の額は 580,000 円とします。

変更許可内容	手数料（円）
1.面積の変更なし	従前の面積に対する金額×1/10
2.面積減少	変更後の面積に対応する金額×1/10
3.面積増	従前の面積に対する金額×1/10 + 増えた面積に対応する金額
4.面積増減	従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する金額×1/10 + 増えた面積に対応する金額
5.その他	盛土又は切土の土地に係らないその他の変更 10,000 円

③ 中間検査申請手数料

中間検査をする土地の面積（盛土又は切土をする土地の面積）	手数料（円）
3,000 平方メートル以内のもの	4,200 円
3,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	5,500 円
20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以内のもの	11,000 円
40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以内のもの	22,000 円
70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内のもの	39,000 円
100,000 平方メートルを超えるもの	55,000 円

(2)土石の堆積

① 許可申請手数料

土石の堆積をする土地の面積	手数料 (円)
500 平方メートル以内のもの	10,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	13,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	15,000 円
2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	18,000 円
3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	26,000 円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	29,000 円
10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	35,000 円
20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以内のもの	48,000 円
40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以内のもの	66,000 円
70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内のもの	99,000 円
100,000 平方メートルを超えるもの	120,000 円

② 変更許可申請手数料

1 件につき、次に掲げる額を合算した額になります。ただし、その額が 120,000 円を超えるときは、その手数料の額は 120,000 円とします

変更許可内容	手数料 (円)
1.面積の変更なし	従前の面積に対する金額×1/10
2.面積減少	変更後の面積に対応する金額×1/10
3.面積増	従前の面積に対する金額×1/10 + 増えた面積に対応する金額
4.面積増減	従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する金額×1/10 + 増えた面積に対応する金額
5.その他	盛土又は切土の土地に係らないその他の変更 10,000 円

4.12 許可情報の公表（法第 12 条第 4 項、第 30 条第 4 項）

許可を行った工事に関する事項を公表します。

〔宅地造成等若しくは特定盛土等又は土石の堆積等に関する工事の許可に係る公表事項〕

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 宅地造成等に関する工事が施行させる土地の所在地
- ③ 宅地造成等若しくは特定盛土等又は土石の堆積等に関する工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の許可年月日及び許可番号
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

〔公表期間〕

許可等の公表の期間については、「許可後」から「工事完了後の既存盛土等調査の結果として盛土等の位置等に関する情報を引き継ぐ」までの期間

5 許可後の手続き

5.1 標識の掲示（法第49条）

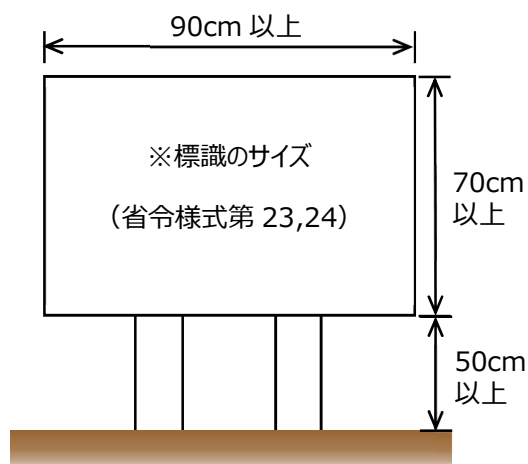
工事の許可を受けた工事主は、検査済証の交付を受ける日までの間、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。

工事の変更許可を受けた場合は変更後の事項を記載した標識を掲げてください。

〔標識に記載する事項〕

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・省令様式第23 （宅地造成、特定盛土等の場合） ・省令様式第24 （土石の堆積の場合）
② 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日	
③ 工事施行者の氏名又は名称	
④ 現場管理者の氏名又は名称	
⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日	
⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図	
⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ	
⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積	
⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量	
⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	
⑪ 許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	

〔標識のサイズ〕



5.2 工事の変更許可申請（法第 16 条第 1 項、第 35 条第 1 項）

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、「軽微な変更に関する届出」を除き、変更許可が必要となります。

なお、変更許可申請を行う場合は、「申請手数料」に記載する手数料の納付が必要です。

〔提出が必要な書類（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：2 部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	変更箇所は赤文字とすること。	省令様式第 7	○
2	<input type="checkbox"/> 工事計画変更の内容に係る書類		-	○

〔提出が必要な書類（土石の堆積）〕 提出部数：2 部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	変更箇所は赤文字とすること。	省令様式第 8	○
2	<input type="checkbox"/> 工事計画変更の内容に係る書類		-	○

5.3 軽微な変更に関する届出（法第 16 条第 2 項、第 35 条第 2 項）

軽微な変更をしようとするときは、すみやかに届け出る必要があります。

軽微な変更に該当する事項は以下のとおりです。なお、土石の堆積に関する工事の期間は、最大 5 年以内とし、土石の堆積に関する工事期間の変更は、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限りま。

やむを得ず工事予定期間を超える場合は、変更許可が必要となります。

〔軽微な変更（省令第 38 条）〕

- ・工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事期間の変更は、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限りま。）

〔提出が必要な書類等（宅地造成・特定盛土等、土石の堆積）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 軽微な変更の届出書	-	細則第12号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 工事計画変更の内容に係る書類	〈工事主又は工事施行者の氏名、名称、住所を変更する場合〉 ・住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・住民票の場合は、個人番号のないもの ・個人番号カードの写しの場合は、番号を黒塗りしたもの ・法人の場合は登記事項証明書	-	○
		〈設計者の氏名、名称、住所を変更する場合〉 ・変更後の氏名、名称、住所などが分かる書類		
		〈工事の着手予定年月日又は完了予定年月日を変更する場合〉 ・工程表など		○

5.4 工事の廃止に関する届出

許可を受けた工事で、許可対象規模未滿で、工事を廃止する場合は廃止届を提出してください。

なお、許可対象規模を超えている場合は、変更許可申請を行い、災害防止措置を講じた上で工事を完了してください。

〔提出が必要な書類等（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 工事廃止届	-	細則第16号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 土地の状況写真	提出時点における土地の状況を撮影したもの	(任意様式)	○

5.5 工事の着手届

許可を受けた工事で、工事に着手したときは工事着手届を提出してください。

〔提出が必要な書類等（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 宅地造成などに関する工事着手届出書	-	細則第11号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 標識の設置状況	標識の設置状況を撮影したもの	(任意様式)	○
3	<input type="checkbox"/> 工程計画書	工事の工程計画書	(任意様式)	○


5.6 検査・定期報告

5.6.1 定期報告（法第 19 条、第 38 条）

許可を受けた工事において政令で定める規模のものは、許可日から 3 箇月ごとに、工事の実施の状況等を報告する必要があります。

〔定期報告を要する工事の対象規模〕

行為	定期報告を要する規模	イメージ図
宅地造成 又は特定 盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの	
	②切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの	
	③盛土と切土とを同時に行つて、高さ 5m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く。）	
宅地造成 又は特定 盛土等	④盛土で高さ 5m を超えるもの（①、③を除く）	
	⑤盛土又は切土の面積が 3,000 m ² 超（①～④を除く。）	
土石の堆積	①堆積の高さ 5 m 超かつ面積 1,500 m ² 超	

	②堆積の面積 3,000 m ² 超 (①を除く。)	
--	---------------------------------------	--

〔定期報告での報告事項〕

行為	報告事項
宅地造成又は特定盛土等	① 工事が施行される土地の所在地 ② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 前回の報告年月日 (※ 2回目以降) ④ 報告時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量 ⑤ 報告時点における擁壁等 (※) に関する工事の施行状況 ※擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留
土石の堆積	① 工事が施行される土地の所在地 ② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 前回の報告年月日 (※ 2回目以降) ④ 報告時点の土石の堆積の高さ、面積、土石の土量 ⑤ 前回の報告時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

〔定期報告に係る提出書類 (宅地造成、特定盛土等)〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	-	細則第 17 号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 土地及びその付近の状況写真	報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの	(任意様式)	○

〔定期報告に係る提出書類 (土石の堆積)〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 土石の堆積に関する工事の定期報告書	-	細則第 18 号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 土地及びその付近の状況写真	報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの	(任意様式)	○

〔定期報告に係る留意事項〕

<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告は、前回の報告から3箇月以内に行う必要があります。 ・休止中においても、許可日から完了日までの間、定期報告は必要です。 ・定期報告の結果により、対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。
--

5.6.2 中間検査（法第 18 条、第 37 条）

定期報告の必要がある規模の工事で特定工程を含む場合、特定工程に係る工事を終えたときは、特定工程を終えた日から 4 日以内に中間検査を申請し、特定工程に関する検査を受ける必要があります。なお、土石の堆積に関する工事は中間検査対象外です。

許可申請時に工区を分けて行ったときは、当該工区ごとに検査を行う必要があります。

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事）は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ行うことができません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要であると判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

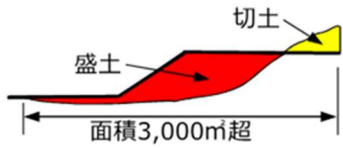
なお、中間検査の申請を行う場合は、「申請手数料」に記載する手数料の納付が必要です。

〔特定工程（政令第 24 条第 1 項）〕

- ・盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程のこと。
- ・盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときには、盛土をする前の地盤面に地下水を排除するための排水施設を設置することとなります。
- ・切土をした場合であっても、地盤面からの湧水が生じている場合にあっては、地盤の不安定化や施設の損壊を防止するために切土面に排水施設を設置する場合があります、それらの施設は擁壁その他の施設で覆われることから、中間検査において確認することが必要です。

〔中間検査を要する工事の対象規模等〕

行為	中間検査を要する規模	イメージ図
宅地造成又は 特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖	
	②切土で高さ 5m 超の崖	
	③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖（①、②を除く。）	
	④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く。）	

	⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超 (①～④を除く。)	
--	--	--

〔中間検査申請に係る提出書類（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	-	省令第13号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 平面図	検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの	-	○
3	<input type="checkbox"/> 工事写真	検査の対象となる特定工程に係る施工状況を撮影したもの	(任意様式)	○

〔中間検査項目〕

検査対象	検査項目	判断基準	検査方法例	検査書類例	検査時期	関係条文
排水施設 (暗渠排水管)	材料	・計画材料（管径、厚さ、幅）	・書類確認（材料） ・現地検測	・材料搬入報告書等	・ ^{きよ} 暗渠排水管配置完了時	政令第16条
	施工	・床付け面（締固め状況・厚さ） ・排水管の敷設（管底高さ・勾配）	・書類確認（状況写真） ・現地検測	・図面 ・工事写真		

〔検査頻度〕

1 施工箇所（施工箇所/形状寸法、規格、施工方法等が同じ施工箇所をいう。）当たり1回以上行うことを標準とする。

〔中間検査の実施方法〕

目視、写真、書類により、許可工事が計画の内容や技術基準に沿って施工されているか確認を行います。検査の実施に当たっては、検査に必要な書類の準備をお願いします。

5.6.3 完了検査・確認申請（法第 17 条、第 36 条）

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査を行います。また、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）については確認申請に基づく確認を行います。

工事が完了した日から 4 日以内に申請を行う必要があります。

また、許可申請時に工区を分けて行ったときは、当該工区ごとに検査を申請してください。

都市計画法に基づくみなし許可の工事については、都市計画法第 36 条による検査済証をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなすため、完了検査を受検する必要はありません。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、技術的基準に従い、擁壁設置等必要な措置が完了していることを確認し、問題がなければ検査済証を交付します。中間検査を受検し合格証を交付された工事範囲については、完了検査での確認は行いません。そのため、中間検査時に提出した書類等は省略可能です。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了をしたことを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

〔完了検査申請に係る提出書類（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	—	省令第 9 号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 位置図	縮尺：1/10,000 以上 ・方位、道路及び目標となる地物を記載	—	○
3	<input type="checkbox"/> 土地の平面図	縮尺：1/2,500 以上 ・方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を記載 ・断面図と照合することができる記号を記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合することができる番号を記載	—	○
4	<input type="checkbox"/> 工事写真	・全景又は代表部分の着手前、工事中、完了後の写真を準備すること。 ・不可視部の工事写真は必ず準備すること。	(任意様式)	○
5	<input type="checkbox"/> 品質管理資料		(任意様式)	○

※細則に掲げる事項

- ① 擁壁等の基礎の床掘り及び型枠の組立ての完了状況
- ② 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋の完了した状況
- ③ 擁壁の裏面の水抜き穴及びその周辺の状況
- ④ 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗きよ、管きよ等の配置を完了し土砂を埋め戻す直前となった状況及びこれらの排水能力及び強度
- ⑤ 急傾斜地に盛土をする場合における盛土前の段切その他の措置をした状況
- ⑥ 擁壁の基礎杭の耐力

- ⑦ コンクリート及び建設資材の強度及び品質管理の状況
- ⑧ 排水施設と既存排水施設又は河川との接続地点の状況
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、工事の施行段階で当該工事の完了後外部から明瞭に確認することができなくなる箇所の状況

〔確認申請に係る提出書類（土石の堆積）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 土石の堆積に関する 工事の確認申請書	—	省令第11号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 位置図	縮尺：1/10,000以上 ・方位、道路及び目標となる地物を記載	(任意様式)	○
3	<input type="checkbox"/> 土地の平面図	縮尺：1/2,500以上	(任意様式)	○
4	<input type="checkbox"/> 工事写真	・全景又は代表部分の着手前、工事中、完了後の 写真を準備すること。	(任意様式)	○

〔完了検査項目〕

工種	項目	判断基準	検査方法		
			確認方法	関連書類	
盛土	高さ	計画高さ（申請書類）	計測確認（高さ、勾配）	平面・断面図	
	勾配	計画勾配（原則 30°以下）			
	盛土材料	計画材料	目視確認（材料）	受入管理書類	
	盛土施工	締固め度（90%以上を標準）		目視確認（試験状況）	試験結果（締固め度）
		まき出し厚さ（おおむね 0.3m以下）		計測確認（厚さ）	締固め状況書類（まき出し厚さ・転圧回数）
		転圧回数（試験施工による）		目視確認（転圧状況）	
現地盤の処理	伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切か	目視確認（基盤状況）	基盤状況書類		
切土	高さ	計画高さ	計測確認（高さ）	平面・断面図	
	勾配	計画勾配	計測確認（勾配）		
	切土地盤	地盤の確認	目視確認（地盤状況）	写真等	
	切土面	法面の安定に影響を及ぼす要因はないか	目視確認（法面状況）		
擁壁	擁壁形式	計画形式	目視確認（擁壁形式）	擁壁状況写真	
	擁壁形状	計画形状（材料・寸法等）	計測確認（擁壁形状）	擁壁状況書類	
	基礎地盤	地盤の確認	目視確認（基盤状況）	地盤状況写真	
	配筋	配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ	目視確認（配筋状況）	配筋状況書類	
	水抜き穴	計画の配置、材料、内径等	目視確認 計測確認	水抜き穴状況書類	
崖面崩落防止施設	施設形式	計画形式	目視確認（施設形式）	施設状況書類	
	施設形状	計画形状	計測確認（施設形状）		
	基礎地盤	地盤の確認	目視確認（基盤状況）	基盤状況写真	
	施設構造	計画構造（材料、寸法等）	計測確認（施設構造）	施設状況写真	
排水施設	施設配置	計画配置（位置、延長、間	目視確認（施設配置）	施設状況書類	

		隔、勾配等)		
	施設構造	計画構造 (材料、管径、厚さ、幅、勾配等)	計測確認 (施設構造)	施設状況書類
崖面の保護	保護工種別	計画種別	目視確認 (保護工種別)	保護工状況書類
	施設形状	計画形状	計測確認 (施設形状)	
崖面以外の地表面の保護	保護工種別	計画種別	目視確認 (保護工種別)	保護工状況書類
	施設形状	計画形状	計測確認 (施設形状)	
防災措置	防災措置の種別	計画種別	目視確認 (防災措置の種別)	防災措置状況書類
	施設形状	計画形状	計測確認 (施設形状)	

〔完了検査の実施方法〕

目視、実測、写真、書類等により、許可工事が計画の内容や技術基準に沿って施工されており、施工後の品質・安全性に問題がないか確認を行います。

5.6.4 検査・定期報告の留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意してください。

- ① 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- ② 検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- ③ 検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明することができる者が立ち会うこと。
- ④ 工事検査では、盛土、切土の高さを確認することができるようにすること。
- ⑤ 工事の途中に行う中間検査申請は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- ⑥ 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認することができるようにすること。
- ⑦ 検査等や定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

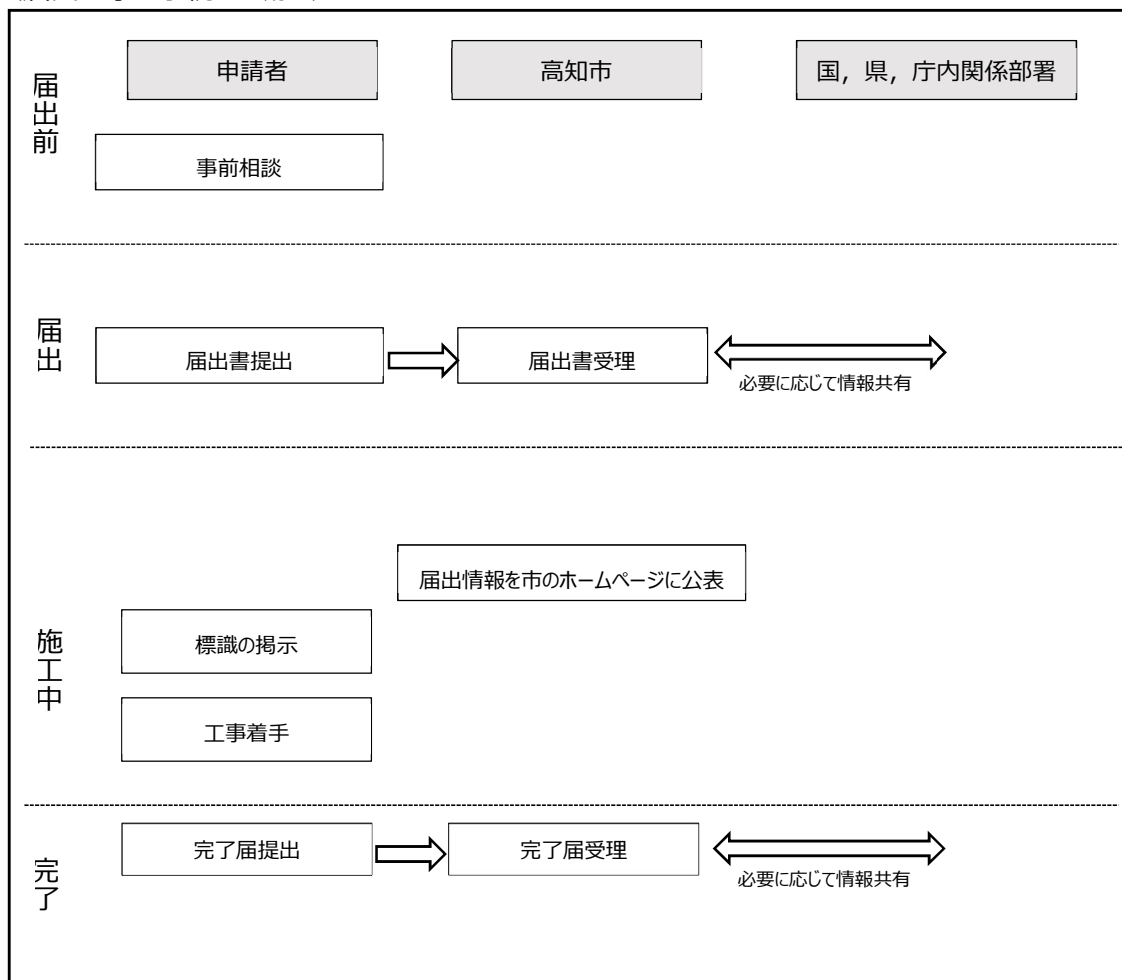
6 特定盛土等規制区域における工事の届出（法第 27 条第 1 項）

特定盛土等規制区域において、届出を要する工事に該当する規模の工事を行う場合には、当該工事に着手する日の 30 日前までに、当該工事の計画の届出が必要となります。なお、許可申請と異なり、手数料の納付は不要です。

6.1 手続きの流れ

届出から工事完了までの流れは、以下のとおりです。

〔届出工事の手続きの流れ〕



6.2 届出に必要な書類等

特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出に必要な書類及び図面は、以下のとおりです。

〔届出に必要な書類（特定盛土等）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 特定盛土等に関する工事の届出書	-	省令様式第 19	○
	<input type="checkbox"/> 委任状	・代理人が届出を行う場合、委任状を添付すること。 ・他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。	(任意様式)	○
2	<input type="checkbox"/> 土地及びその付近の状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	○
3	<input type="checkbox"/> 他の法令等に関する許認可の申請状況を確認する書類	申請書や許可書等の申請状況を確認することができる書類	(任意様式)	○
4 工事主に関する書類				
【個人の場合】				
	<input type="checkbox"/> 住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・住民票の場合は、個人番号のないもの ・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの	-	○
【法人の場合】				
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	法人の登記事項証明書	-	○
	<input type="checkbox"/> 役員の住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・住民票の場合は、個人番号のないもの ・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの ・住民票等の提出を求める対象は、会社法上の役員のうち取締役など、法人の業務を執行する者、事業について決定権を持つ者	-	○

〔届出に必要な図面（特定盛土等）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	明示すべき事項	縮尺・備考	添付
1	<input type="checkbox"/> 位置図	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上	○
2	<input type="checkbox"/> 地形図	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・等高線は 2m の標高差を示すもの	○
3	<input type="checkbox"/> 求積図	届出に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の部分及び面積	縮尺：1/500 以上	○
4	<input type="checkbox"/> 土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500 以上 ・断面図と照合できる記号を記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合することができる番号を記載 ・植栽等の措置が不要な場合はその旨を記載	○
5	<input type="checkbox"/> 土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500 以上 ・高低差の著しい箇所について作成	○
6	<input type="checkbox"/> 排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称 ・排水施設の構造図と照合することができる番号	縮尺：1/500 以上	○

7	<input type="checkbox"/>	排水施設の構造図	排水施設の構造、種類、材料、形状、内法寸法、勾配を明示した構造図	縮尺：1/50 以上	○
8	<input type="checkbox"/>	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50 以上 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。	○
9	<input type="checkbox"/>	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	縮尺：1/50 以上	○
10	<input type="checkbox"/>	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上	○
11	<input type="checkbox"/>	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上	○
12	<input type="checkbox"/>	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上 ・水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載	○

〔届出に必要な書類（土石の堆積）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類	内容等	様式	添付	
1	<input type="checkbox"/>	土石の堆積に関する工事の届出書	-	省令様式第 20	○
	<input type="checkbox"/>	委任状	・代理人が届出を行う場合、委任状を添付すること。 ・他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。	(任意様式)	○
2	<input type="checkbox"/>	土地及びその付近の状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	○
3	<input type="checkbox"/>	他の法令等に関する許可の申請状況を確認する書類	申請書や許可書等の申請状況を確認することができる書類	(任意様式)	○
4 申請者に関する書類					
【個人の場合】					
	<input type="checkbox"/>	住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・住民票の場合は、個人番号のないもの ・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの	-	○
【法人の場合】					
	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書	法人の登記事項証明書	-	○
	<input type="checkbox"/>	役員の住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・住民票の場合は、個人番号のないもの ・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの ・住民票等の提出を求める対象は、会社法上の役員のうち取締役など、法人の業務を執行する者、事業について決定権を持つ者	-	○

〔届出に必要な図面（土石の堆積）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	明示すべき事項	縮尺・備考	添付
1	<input type="checkbox"/> 位置図	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	○
2	<input type="checkbox"/> 地形図	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500以上 ・等高線は2mの標高差を示すもの	○
3	<input type="checkbox"/> 求積図	許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の部分及び面積	縮尺：1/500以上	○
4	<input type="checkbox"/> 土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500以上 ・断面図と照合することができる記号を記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合することができる番号を記載 ・植栽等の措置が不要な場合はその旨を記載	○
5	<input type="checkbox"/> 土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500以上 ・高低差の著しい箇所について作成	○
6	<input type="checkbox"/> 排水施設の構造図	排水施設の構造、種類、材料、形状、内法寸法、勾配を明示した構造図	縮尺：1/50以上	○

6.3 届出情報の公表（法第27条第2項）

届出のあった工事に関する事項を公表します。

〔特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項〕

<ul style="list-style-type: none"> ① 工事主の氏名又は名称 ② 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地 ③ 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の位置図 ④ 工事の届出年月日 ⑤ 工事施行者の氏名又は名称 ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
--

〔公表期間〕

届出等の公表の期間については、「届出後」から「工事完了後の既存盛土等調査の結果として盛土等の位置等に関する情報を引き継ぐ」までの期間
--

6.4 届出後の手続き

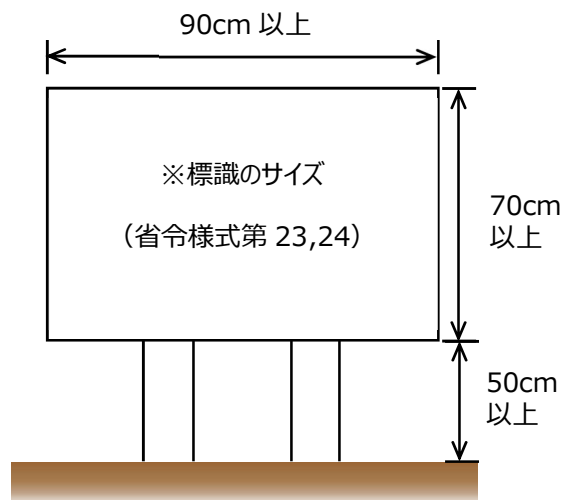
6.4.1 標識の掲示（法第 49 条）

工事の届出をした工事主は、工事の完了日までの間、当該届出に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。

〔標識に記載する事項〕

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・省令様式第23 （宅地造成、特定盛土等の場 合） ・省令様式第24 （土石の堆積の場合）
② 工事の届出年月日	
③ 工事施行者の氏名又は名称	
④ 現場管理者の氏名又は名称	
⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日	
⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図	
⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ	
⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積	
⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量	
⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	
⑪ 届出を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	

〔標識のサイズ〕



6.4.2 届出工事の変更届出（法第 28 条第 1 項）

届出工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する 30 日前までに届け出る必要があります。

なお、許可対象規模に計画が変更される場合には、許可対象規模の計画となった段階で許可申請を行う必要があります。

〔届出に必要な書類（特定盛土等）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 届出工事変更届	—	省令第 21 号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	変更箇所は赤文字とすること。	—	○

〔届出に必要な書類（土石の堆積）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 届出工事変更届	—	省令第 22 号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	変更箇所は赤文字とすること。	—	○

6.4.3 届出工事の廃止に関する届出

届け出た工事で、届出対象規模未満で、工事を廃止する場合は廃止届を提出してください。

なお、届出対象規模を超えている場合は、変更届出を行い、災害防止措置を講じた上で工事を完了してください。

〔届出に必要な書類（特定盛土等、土石の堆積）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 工事廃止届	—	細則第 16 号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 土地の状況写真	提出時点における土地の状況を撮影したもの	（任意様式）	○

6.4.4 届出工事の完了に関する届出

届出工事が完了したときは、速やかに完了届及び工事完了後の状況が分かる写真を提出してください。

〔届出に必要な書類（特定盛土等、土石の堆積）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 届出工事完了届	—	細則第 19 号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 工事写真	工事完了後の状況写真	（任意様式）	○

7 その他工事の届出

7.1 規制区域の指定の際、当該区域内において行われている工事の届出（法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項）

7.1.1 届出に必要な書類等

規制区域の指定の際、規制区域内において既に行われている、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事は、その指定があった日（令和 7 年 4 月 1 日）から 21 日以内（令和 7 年 4 月 22 日）に届け出る必要があります。

工事の規模が定期報告を要する工事の対象規模を超える場合は、届出書に図面等を添付してください。（必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。）

なお、届出後に計画変更等が生じ、届け出た内容を超える盛土等を行う場合、その規模が規制対象規模を超えれば許可若しくは届出が必要となります。

〔提出期間〕

令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 4 月 22 日

※提出期間を過ぎている場合は都市計画課まで相談して下さい。

〔届出に必要な書類（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合	省令様式第 15	○
	<input type="checkbox"/> 委任状	・代理人が届出を行う場合、委任状を添付すること ・他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。	(任意様式)	○

〔届出に必要な図面等（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類	明示すべき事項	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 土地及びその付近の状況写真	盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	○
2	<input type="checkbox"/> 位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	—	○
3	<input type="checkbox"/> 地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線 ・等高線は 2 メートルの標高差を示すもの	—	○
4	<input type="checkbox"/> 土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分及び面積 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー、その他の土留の位置 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載	—	○

〔届出に必要な書類（土石の堆積）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 土石の堆積に関する工事の届出書	土石の堆積に関する工事の場合	省令様式第16	○
	<input type="checkbox"/> 委任状	・代理人が届出を行う場合、委任状を添付すること。 ・他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。	(任意様式)	○

〔届出に必要な図面等（土石の堆積）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	明示すべき事項	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 土地及びその付近の状況写真	土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	○
2	<input type="checkbox"/> 位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	—	○
3	<input type="checkbox"/> 地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線 ・等高線は2メートルの標高差を示すもの	—	○
4	<input type="checkbox"/> 土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵、その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	—	○

7.1.2 届出情報の公表（法第21条第2項）

届出のあった工事に関する事項を公表します。

〔宅地造成等若しくは特定盛土等又は土石の堆積等に関する工事の届出に係る公表事項〕

① 工事主の氏名又は名称
② 宅地造成等に関する工事が施行させる土地の所在地
③ 宅地造成等若しくは特定盛土等又は土石の堆積等に関する工事が施行される土地の位置図
④ 工事の届出年月日
⑤ 工事施行者の氏名又は名称
⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

〔公表期間〕

届出等の公表の期間については、「届出後」から「工事完了後の既存盛土等調査の結果として盛土等の位置等に関する情報を引き継ぐ」までの期間
--

7.1.3 届出工事の変更届出（細則第8条）

届出工事の計画を変更しようとするときは、変更届を提出する必要があります。

なお、変更する規模が許可対象規模に該当する場合には、許可対象規模の計画となった段階で許可申請を行う必要があります。

〔届出に必要な書類（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 届出工事変更届	—	細則第15号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	変更箇所は赤文字とすること。	—	○

7.1.4 届出工事の完了に関する届出（細則第14条）

届出工事が完了したときは、速やかに完了届及び工事写真を提出してください。

〔届出に必要な書類（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 届出工事完了届	—	細則第19号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 工事写真	工事完了後の状況写真	（任意様式）	○

7.2 擁壁、崖面崩壊防止施設、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等を除却する工事の届出（法第21条第3項、第40条第3項）

7.2.1 届出に必要な書類等

規制区域内において、高さが2mを超える擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の全部若しくは一部を除却する工事又は地表水等を排除するための排水施設、地滑り抑止ぐい等の全部若しくは一部を除却する工事を行う場合、当該工事に着手する日の14日前までに、届出が必要となります。ただし、法第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可を受けたもの、法第27条第1項に基づく届出をしたものは除きます。

〔届出に必要な書類〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 擁壁等に関する工事の届出書	—	省令様式第17	○

7.2.2 届出工事の変更届出

届出工事の計画を変更しようとするときは、変更届を提出する必要があります。

〔届出に必要な書類〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 届出工事変更届	—	細則第 15 号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	変更箇所は赤字とすること。	—	○

7.2.3 届出工事の廃止に関する届出

届け出た工事を廃止する場合は、廃止届を提出してください。

〔届出に必要な書類〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 工事廃止届	—	細則第 16 号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 土地の状況写真	提出時点における土地の状況を撮影したもの	(任意様式)	○

7.2.4 届出工事の完了に関する届出

届出工事が完了したときは、速やかに完了届及び工事写真を提出してください。

〔届出に必要な書類〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 届出工事完了届	—	細則第 19 号様式	○
2	<input type="checkbox"/> 工事写真	工事完了後の状況写真	(任意様式)	○

7.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出（法第 21 条第 4 項、第 40 条 4 項）

規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、その転用した日から 14 日以内に、届け出なければなりません。ただし、法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく許可を受けたもの、法第 27 条第 1 項に基づく届出をしたものは除きます。

〔届出に必要な書類〕 提出部数：1部

No	書類の種類	内容等	様式	添付
1	<input type="checkbox"/> 公共施設用地の転用の届出書	—	省令様式第 18	○

8 申請期間について

中間検査、完了検査の申請期間や届出期間には、申請日は含めません。（初日不算入）

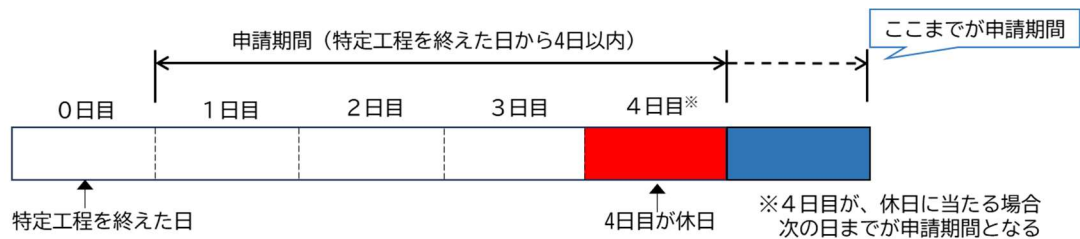
また、中間検査、完了検査の申請期限の最終日が市条例で定められている休日に該当する場合は、翌日に繰り延べます。

〔市条例で定められている休日〕

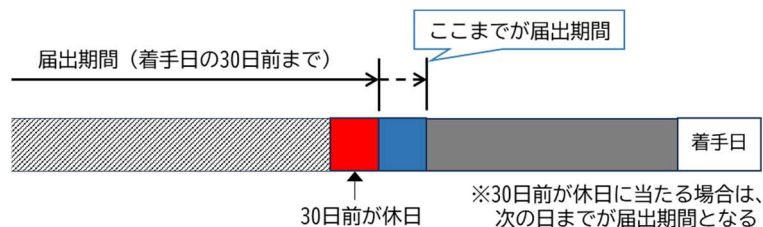
- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

〔申請期間の考え方〕

■ 中間検査の申請期限の最終日が休日に該当する場合



■ 届出工事の届出期限の最終日が休日に該当する場合



【改訂履歴】

第1版 令和7年12月 初版発行

第2版 令和8年4月